

のぞみ野自治連合会会則

2020 年 4 月 25 日改訂

(名 称)

第 1 条 この会は、のぞみ野自治連合会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、のぞみ野に所在する自治会の自主性を尊重しつつ、相互の連絡と健全なる発展を図り、もって住民の福祉増進と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、のぞみ野第一自治会とのぞみ野第二自治会で組織する。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(事 業)

第 5 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) のぞみ野に関連する情報の収集と伝達
- (2) のぞみ野の将来計画の検討とその推進
- (3) 周辺自治会との交流
- (4) 行政機関、他の関係団体との折衝及び連携
- (5) 自治会館の建設は協議事項とし、管理・運営については、協議検討する。
- (6) 自治会から要請された諸問題は、のぞみ野全体のことを協議する。
- (7) 自治会員の自主活動の支援

(事業年度)

第 6 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会長	1 名
会長代理	1 名
書記	1 名
会計	1 名
理事	6 名
監事	2 名
顧問	2 名以内
プロジェクト委員	4 名

2 役員は、自治会の会員から選出するものとし、その選出方法は、細則で定める。

3 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会の運営を総括する。また市政協力員を兼務する。
- (2) 会長代理は、会長の指示により、本会の業務を処理し、会長不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会務の記録、内外への情報活動、その他庶務を担当する。
- (4) 会計は、予算事務及び出納事務を処理し、会計書類等を管理する。
- (5) 理事は、本会の運営に参画する。

- (6) 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- (7) 顧問は、会長の要請により本会の運営に参画し、助言及び相談に応ずる。
- (8) プロジェクト委員は、本会の運営に参画し、のぞみ野におけるイベントの運営及び監修を行う。

(自治会館管理者及び I T 委員)

第 8 条 自治会館管理者は、会館の利用者管理と清掃・点検を行う。

- 2 I T 委員は、連合会/自治会が依頼した記事・議事録等をホームページ（以下、H P と記す）に掲載又は削除等の管理を行う。

(任 期)

第 9 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、速やかに補充するものとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了または辞任によって退任する役員は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(大 会)

第 10 条 大会は、本会の最高議決機関で、役員及び代議員で構成する。

- 2 定期大会は、毎年 1 回 4 月に開催する。
- 3 会長が必要と認めたときは、理事会の議決を経て臨時大会を開催することができる。
- 4 自治会から開催の要求があった場合、会長は、理事会の議決を経て、臨時大会を開催する。
- 5 自治会員の 4 分の 1 以上から、目的を示して大会開催の要求があった場合、会長は、臨時大会を 20 日以内に開催しなければならない。
- 6 議長は、代議員の中から選出する。
- 7 自治会会員は、大会を傍聴することができる。

(代議員)

第 11 条 代議員は、自治会会員の意志を代表し、大会で議決権を行使する。

- 2 代議員は、各自治会において選出する。
- 3 各自治会の代議員数は、当該年度の 4 月 1 日における、自治会所属の班の数とする。
- 4 代議員の任期は、前年度の定期大会終了時から、当該年度の定期大会終了時までとする。

(大会の招集)

第 12 条 大会を招集するには、会長は、少なくとも会議を開く日の 5 日前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、役員及び代議員に通知しなければならない。

(大会の議決事項)

第 13 条 次の各号に掲げる事項は、大会の議決を経なければならない。

- (1) 事業報告及び収支報告
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 会則の制定及び改廃
- (5) 本会の事業及び運営に関する重要事項
- 2 前項の規定にかかわらず、事業年度内における、会長を除く役員の選任及び解任については、代議員に文書による承認を求め、その結果をもって、大会の議決に替えることができる。

(大会の議決)

第 14 条 大会においては、第 12 条により、予め通知した事項についてのみ、議決することができる。

- 2 大会は、総会構成員総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決権行使書及び委任状は出席と見なす。

- 3 議事は、議決権行使書及び委任状を含む出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。ただし、代理人氏名の記載の無い委任状は、棄権として取り扱う。

(大会議事録)

第 15 条 会長代理は、大会の議事について議事録を作成し、議長、会長及び出席した理事 2 名がこれに署名押印する。

(理事会)

第 16 条 理事会は、会長、会長代理、書記、会計、及び理事で構成する。

- 2 理事会は、定期的を開催し、本会の運営を行う。
- 3 議長は、会長が務める。
- 4 会長は、必要に応じてその他の役員等及び各種委員並びにその他の関係者を出席させて意見・報告を求めることができる。

(理事会の議決事項)

第 17 条 理事会の議決すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 大会に提出する議案
- (2) 大会で委任を受けた事項
- (3) 細則の制定及び改廃
- (4) その他、本会の運営に必要な事項

(理事会の議決)

第 18 条 理事会は、理事会構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(担当委員)

第 18 条-2 本会は、本会の事業を円滑に遂行するため、その業務の一部を担当する次の委員等を任命することができる。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 自治会館管理者（任期：1 年） | 2 名 |
| (2) 交通安全委員（任期 1 年） | 8 名 |
| (3) I T 委員（任期：1 年） | 1 名 |

ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了または辞任によって退任する委員は、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(推薦委員)

第 19 条 行政機関及び関係団体等から委員等の推薦依頼があった場合、会長は、理事会の承認を得て推薦し総会で報告する。

- 2 前項の推薦によって就任した委員等は、その活動状況を適宜、会長に報告する。

(特別委員会)

第 20 条 本会は、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の名称、目的、委員の任命及び設置期間は、理事会の同意を得て会長が決定する。
- 3 会長は、特別委員会の委員を理事会に出席させて報告・意見を求めることができる。

(団体の支援)

第 20 条-2 本会は、自治会員が主たる構成員であって、次の目的を持って活動している団体に対し、助成金の交付、その他の支援を行うことができる。

- (1) 生活環境の改善
- (2) 福祉活動への参加
- (3) 文化・スポーツの振興・発展

(4) 住民の交流増進

- 2 助成金の交付額は、1 団体について年間 10,000 円を限度とし、その算出方法は細則で定める。
- 3 支援対象団体の条件、認定方法、その他この制度の運用に必要な事項は、細則で定める。

(会計)

- 第 21 条 本会の会計は、運営費、のぞみ野祭特別会計、自治会館修繕積立金及び自治会館建設積立金からなる。
- 2 本会の収入は、各自治会の分担金、市の交付金、寄付金その他の収入からなる。
 - 3 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(分担金)

- 第 22 条 各自治会の年間分担金は、当該年度運営費をもって総会の了承を得ることとし、のぞみ野祭特別会計予算書記載については、5 月末日の会員数をもって戸数に応じて各自治会に案分する。

(支出権限)

- 第 22 条-2 当該年度の、予算に計上されていない支出の決定権限は、下記の通りとする。

1 件につき 100,000 円未満	会長の決裁
100,000 円以上、200,000 円未満	理事会の議決
200,000 円以上	大会の議決

(予算の変更)

- 第 22 条-3 当該年度、運営費予算の収入総額または支出総額あるいはその何れもが、実績において変動が予想される場合は、下記の区分に従い、予算を改定しなければならない。

変動幅 5 %未満	改定しない
5 %以上、20%未満	理事会の議決により改定
20%以上	大会の議決により改定

(自治会館修繕積立金)

- 第 23 条 自治会館修繕積立金は、1 件 100,000 円以上の自治会館の修繕または設備の購入に充てるため、毎年一定額を積み立てる。

(自治会館建設負担金)

- 第 24 条 自治会館建設負担金は、将来の自治会館建設に備えて、新たにのぞみ野に住宅を建設または購入し、自治会員となった者から一戸当たり 32,000 円の負担金を徴収し積み立てる。
- 2 徴収した負担金は、返還しない。

(役員報酬並びに委員手当)

- 第 25 条 役員等には[別表－1](#)に定める報酬を、委員等には[別表－2](#)に定める手当を支給する。
- 2 報酬及び手当は、9 月と 2 月の 2 回に分けて支給する。
 - 3 役員等または委員等が、任期途中で退任した場合の報酬または手当は、月割りで支給する。
 - 4 特別委員会委員に対する手当は、理事会で定める。

(経費の支給)

- 第 26 条 役員、委員及びその他の自治会員が、本会の活動に伴い支出した会議費、交際費、通信費（電話代を除く）等の経費は、実費を支給する。
- 2 交通費については支給対象となる業務及び支給額について細則で定める。

(文書の管理)

- 第 27 条 本会の文書管理は書記が担当し、原則、第 2 会館に文書で保管する。理事会で承認されたものは、連合会 H P へ個人情報等削除して掲載する。

- 2 文書の保存期間は、[別表－3](#)のとおりとする。（大会資料について、会則類改訂の際は、議事録を会則と併せて文書で保存する。）

（自治会館の管理、運営）

第 27 条-2 各自治会館の土地、建物の管理は、自治会の協力を得て、本会が行うとし、その運営と付属する設備、備品の管理は各自治会へ委託する。

2 自治会館の管理・運営は、自治会館管理者が担当する。

3 自治会館の運営については、細則に定める。

（補 則）

第 28 条 この会則を施行するに当たり、必要となる事項は、細則で定めることができる。

附 則

- 1 1997 年 4 月 1 日に施行され、1998 年 4 月 1 日に改定された「のぞみ野自治連合会会則」は、1999 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 2 この会則は、1999(平成 11)年 4 月 1 日から施行する。
- 3 第 11 条の規定にかかわらず、1998 年度定期総会が終了するまでは 1998 年度班長をもって代議員とする。
- 4 この会則は、2001（平成 13）年 4 月 15 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この会則は、2002（平成 14）年 4 月 14 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この会則は、2003（平成 15）年 4 月 12 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この会則は、2005（平成 17）年 4 月 10 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この会則は、2006（平成 18）年 4 月 9 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この会則は、2007（平成 19）年 4 月 22 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この会則は、2008（平成 20）年 4 月 13 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この会則は、2009（平成 21）年 4 月 12 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 12 この会則は、2013（平成 25）年 4 月 14 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 13 この会則は、2015（平成 27）年 4 月 18 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 14 この会則は、2016（平成 28）年 4 月 17 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この会則は、2017（平成 29）年 4 月 16 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 16 この会則は、2018（平成 30）年 4 月 15 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 17 この会則は、2019（平成 31）年 4 月 14 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この会則は、2020（令和 2）年 4 月 25 日に改定し、同年 4 月 1 日から施行する。

(会則の改定 No、改定内容と施行日)

改定 No12 以下の改定内容につき、見直しとする。

- ①根形地区スポレク部解散（2012.03 月末）による関連規約見直し。
- ②自治会館管理者と I T 委員の役割を明確にした。
- ③文書管理を見直し、保存期間を現実的な内容に改めると共に、理事会で承認されたものは連合会 H P 上にも保存することとした。
- ④附則は改定理由を記す形式へ改める。

施行日：2013 年 4 月 1 日

改定 No13 団体支援金額の見直しのため年間 20,000 円から年間 10,000 円に改定。

施行日：2015 年 4 月 1 日

改定 No14 事業の活動を見直し、(2)を追加し改定した。

第 5 条 (2) に基づき、仮名「のぞみ野プロジェクト」を立ち上げた。

事業内容：のぞみ野祭りに関する監修の委託 企画・運営・予算の執行等フリーマーケット等の監修の委託 第 1・第 2 自治会との合同運営等

第 20 条 2 項に基づき、理事会の運営等について第 3 者機関を設置することとした。

上記に伴い役員としてプロジェクト委員 4 名、役員の任務 (8)、役員等の報酬 (年額) プロジェクト委員 10,000 円を追加した。

施行日：2016 年 4 月 1 日

改定 No15 以下の改定と改正内容

- ①年間の分担金の予算書記載については、5 月末日の会員数へと明確にした。
- ②役員報酬の支給時期を多忙月の 3 月から 2 月へ変更した。
- ③役員等の選出の総会の承認という誤記を大会の承認へ修正した。
- ④自治会館の管理と運営に免除団体に記載されていた、のぞみ野第 2 親子の会を削除した。
- ⑤地域団体の支援の支援対象団体だった、のぞみ野第 2 親子の会を削除した。

施行日：2017 年 4 月 1 日

改定 No16 子供会の名称変更に伴い、関連規約の文言を改定した。

施行日：2018 年 4 月 1 日

改定 No17 以下の内容を、見直し改定

- ①事業の (5) (6) について協議するという文言を追加した。
- ②役員顧問は、本会の運営にも参画してもらうように改定した。
役員プロジェクト委員は、本会の運営にも参画し、イベントの運営も行えるようにした。
- ③会長の選出時、代議員による選挙からを自治会員による選挙へ改定した。
- ④役員の選出時、プロジェクト委員の選出方法を (5) プロジェクト委員は、各自治会もしくは理事会で選出すると。と追加した。
- ⑤地域団体支援の内容を 1 人当たりの年額見直しの為、助成金 10 人を超える構成員 1 人当たり、年間 1,000 円を

加算に改定した。

⑥役員の報酬で、第 7 条改正に伴い、顧問を支給対象とすることにした。

施行日：2019 年 4 月 1 日

改定 No18 以下の内容を見直し改定

①(自治会館の管理、運営)より

第 27 条 2 自治会館の土地、建物、付属する設備、備品の管理は、自治会の協力を得て、本会が行う。を見直し、各自治会館利用者や管理者が使いやすきよう、設備、備品の管理は自治会へ委託した。

②(文書の管理)より

第 27 条 本会の文書管理は書記が担当し、原則、会館に保管する。但し、理事会で承認されたものは連合会 HP 上にも保存する。について見直し、HP 上に保存を目的として載せるのはリスクがあるため、保存は会館内に、HP に掲載して良いものは公開する。と改訂した。

施行日：2020 年 4 月 1 日